

○訪問リハビリテーションにおける留意事項

1 人員、設備に関する基準

従業者の員数	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士；適当数
設備・備品等	(1) 病院・診療所・介護老人保健施設等であること。 (2) 必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）の専用区画を設けていること。 (3) サービス提供に必要な設備・備品等を備えていること。

- ※1 専用区画について、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されれば足りる。
- ※2 設備及び備品等については、当該病院等における診療用に備え付けられたものを使用することができものである。
- ※3 みなし指定（病院・診療所） 病院・診療所については、介護保険法第71条第1項、同法施行規則第127条の規定によりみなし指定となっている。但し、別段の申出を行った場合はみなし指定とならない。

2 運営に関する基準

- (1) 内容及び手続の説明及び同意（居宅基準第8条、第83条）
指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第82条に規定する運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。
- ★重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行う。同意については、利用者及び指定訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。
- (重要事項説明書に記載すべき事項)
- ① 運営規程の概要
 - ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制
 - ③ 事故発生時の対応
 - ④ 苦情処理の体制等利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項
- (2) 提供拒否の禁止（居宅基準第9条、第83条）
正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。

【(介護予防)通所リハビリテーション】

●留意事項

①入浴介助加算について 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。	※別に厚生労働大臣が定める基準…入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助。 入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接する介助を行わなかった場合についても、算定の対象となるものであること。 通所リハビリテーション計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合は、加算を算定できない。
②短期集中個別リハビリテーション実施加算について 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に列して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。	※厚生労働大臣が定める基準…通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。 「認定日」とは、「法第19条第1項に規定する要介護認定の効力が生じた日」を指す(当該利用者が新たに要介護認定を受けた場合に限る)。
【根拠法令】 老基第36号 第2の8(8)	【根拠法令】 老基第36号 第2の8(10)

(3) サービス提供困難時の対応 (居宅基準第10条、第83条)

当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションの提供を依頼し、利用申込者が困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(4) 受給資格等の確認 (居宅基準第11条、第83条)

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するように努めなければならない。

(5) 要介護認定の申請に係る援助 (居宅基準第12条、第83条)

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(6) 心身の状況等の把握 (居宅基準第13条、第83条)

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(7) 居宅介護支援事業者等との連携 (居宅基準第64条、第83条)

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (居宅基準第15条、第83条)

指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (居宅基準第16条、第83条)

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。

(10) 居宅サービス計画等の変更の援助 (居宅基準第17条、第83条)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(11) 身分を証する書類の携行 (居宅基準第18条、第83条)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(12) サービスの提供の記録 (居宅基準第19条、第83条)

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(13) 利用料等の受領 (居宅基準第78条)

- 1 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。